職業としての監査
～公認会計士の魅力

専修大学
令和2年 10月12日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井　隆幸

公認会計士・監査審査会とは

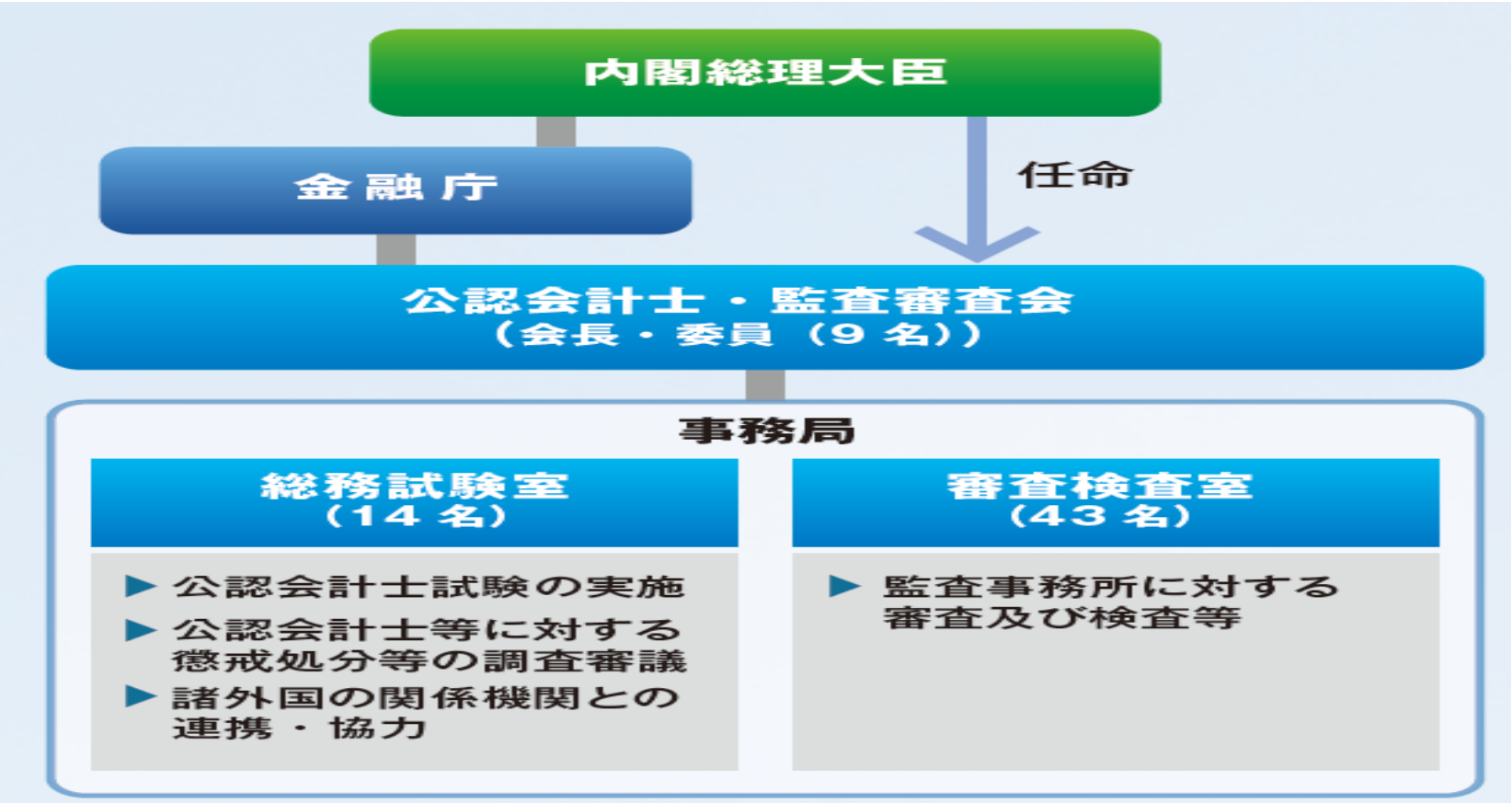

（注）上記人員数は、平成31年度定員ベース

（審査会『公認会計士・監査審査会』（パンフレット）令和元年度版、2頁）

構成

I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

II. 公認会計士による監査

III. 監査人の要件と監査法人

IV. 会計及び監査の知識・経験を活かして

おわりに

金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

Ⅰ．　身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

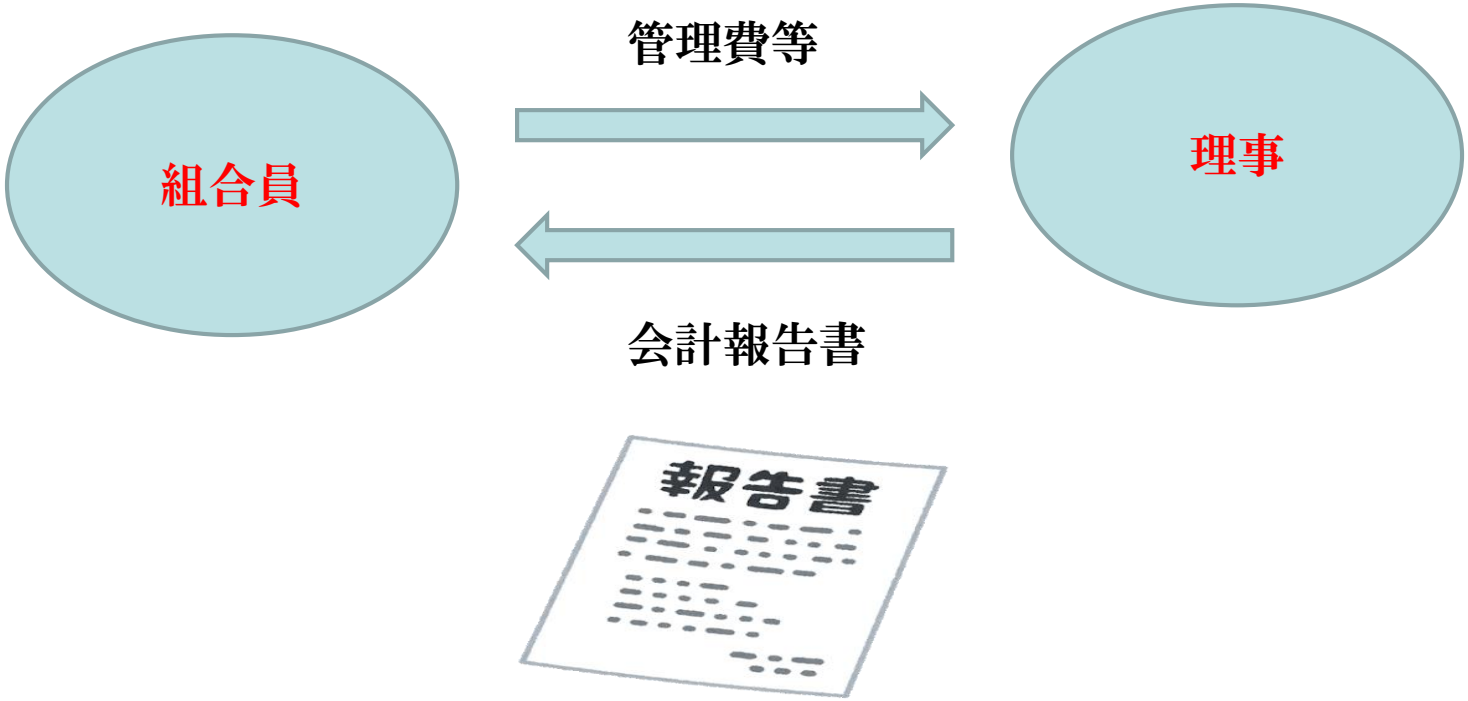

Ⅰ．　身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- 「監査」という言葉は、耳慣れない言葉かもしれません。しかし、身近にも監査を行う人たちは数多く存在しています。
  - 町内会の「監事」
  - マンション等の管理組合の「監事」
  - サークルの「監事」
- 管理組合の監事を例に、監事の役割を考えてみましょう。
- 理事の人たちには、組合員から預かった管理費等を使用し、管理組合の業務を遂行する責任があります。
- そして、管理費等を使用してどのような業務を遂行したか、管理組合にどれだけの資金があるかを、一定期間毎に、報告します。
  - この報告は、多くの場合、会計報告書によって行われます。

Ⅰ．　身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

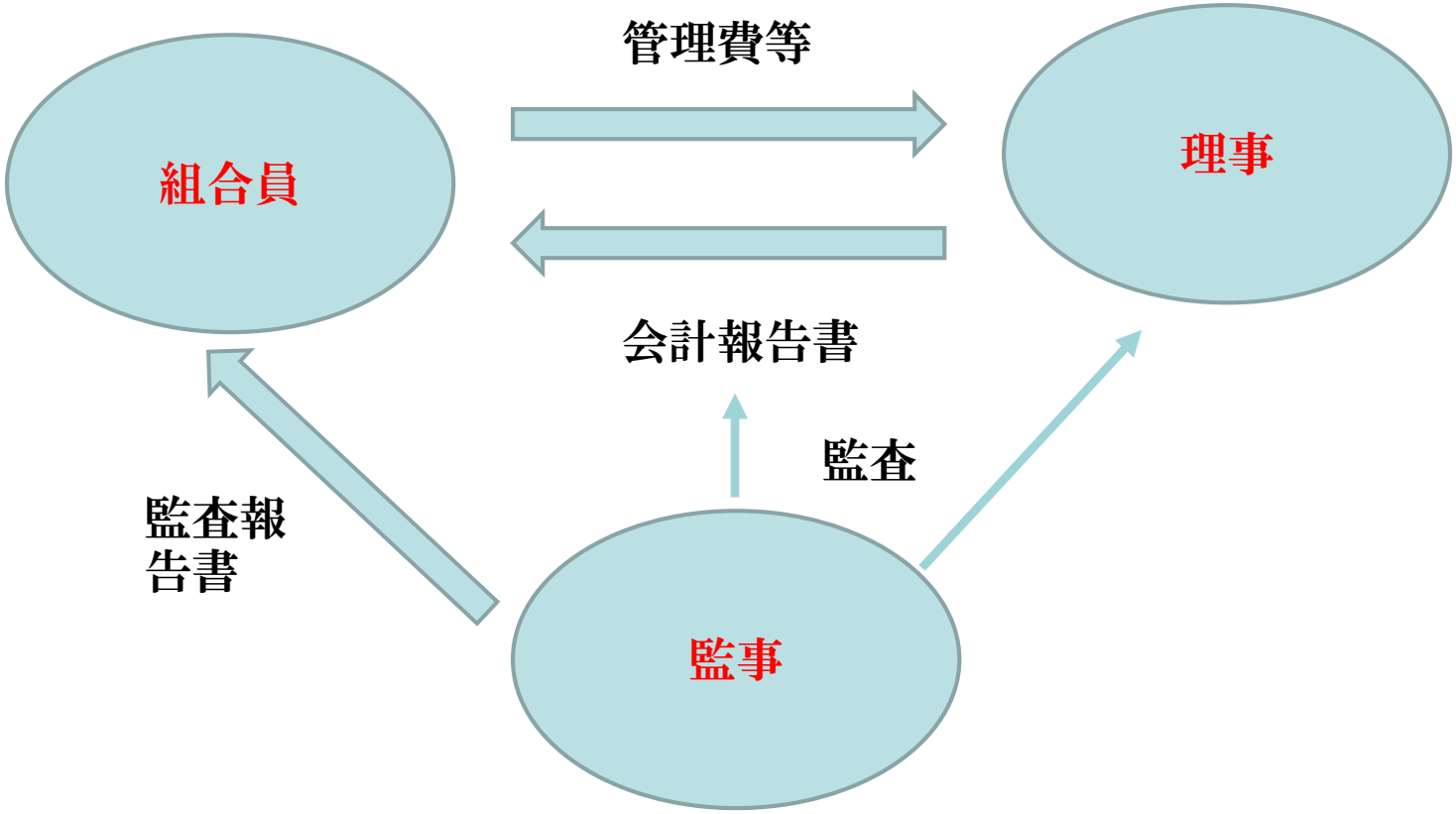

Ⅰ．　身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- 　組合員の人たちは、会計報告書に基づいて、理事の人たちの責任の達成状況を判断します。
- 　組合員の人たちが、判断を適切に行うことができるためには、報告書が信頼できなければなりません。
- 　組合員の人たちが、理事の人たちをよく知っているため理事の人たちに信頼をおくことができ、また理事の人たちも誠実であれば、問題は起きないでしょう。あるいは、組合員の人たちが、自分ですぐに理事の人たちの行為や報告書の信頼性を調べることができるのであっても、問題は起きないでしょう。

Ⅰ．　身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- 　しかし、組合の規模が大きくなると、組合員の人たちと理事の人たちが日常的に接する機会が少なくなり、報告書の作成方法や内容も複雑になりますから、報告書を無条件に信頼することも、すぐに信頼性等を調べることも困難になります。
- 　そこで、「監事」が登場し、理事の行為を調べ、報告書が信頼できるかを監査し、その結果を組合員に報告する役割を担うようになります。

Ⅱ．　公認会計士による監査

1. 仕事として監査を行う人々
2. 公認会計士の使命と業務
3. 財務情報の役割
4. 財務諸表監査の意義

金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

Ⅱ-1　仕事として監査を行う人々

- 仕事として監査を行う人々は数多くいます。
  - 例えば、株式会社では、「監査役」や「内部監査人」が監査を行います。
- 「監査」を「専門職業」として行うのは、公認会計士です。公認会計士は、法律により、会計及び監査の専門家であることを認められています。
  - 多くの法令では、公認会計士の監査を受けるように求める規定があります。

Ⅱ-2　公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」

財務書類等の信頼性確保 → 公正な事業活動・投資者等の保護 → 国民経済の健全な発展

Ⅱ-2　公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

Ⅱ-3　財務情報の役割

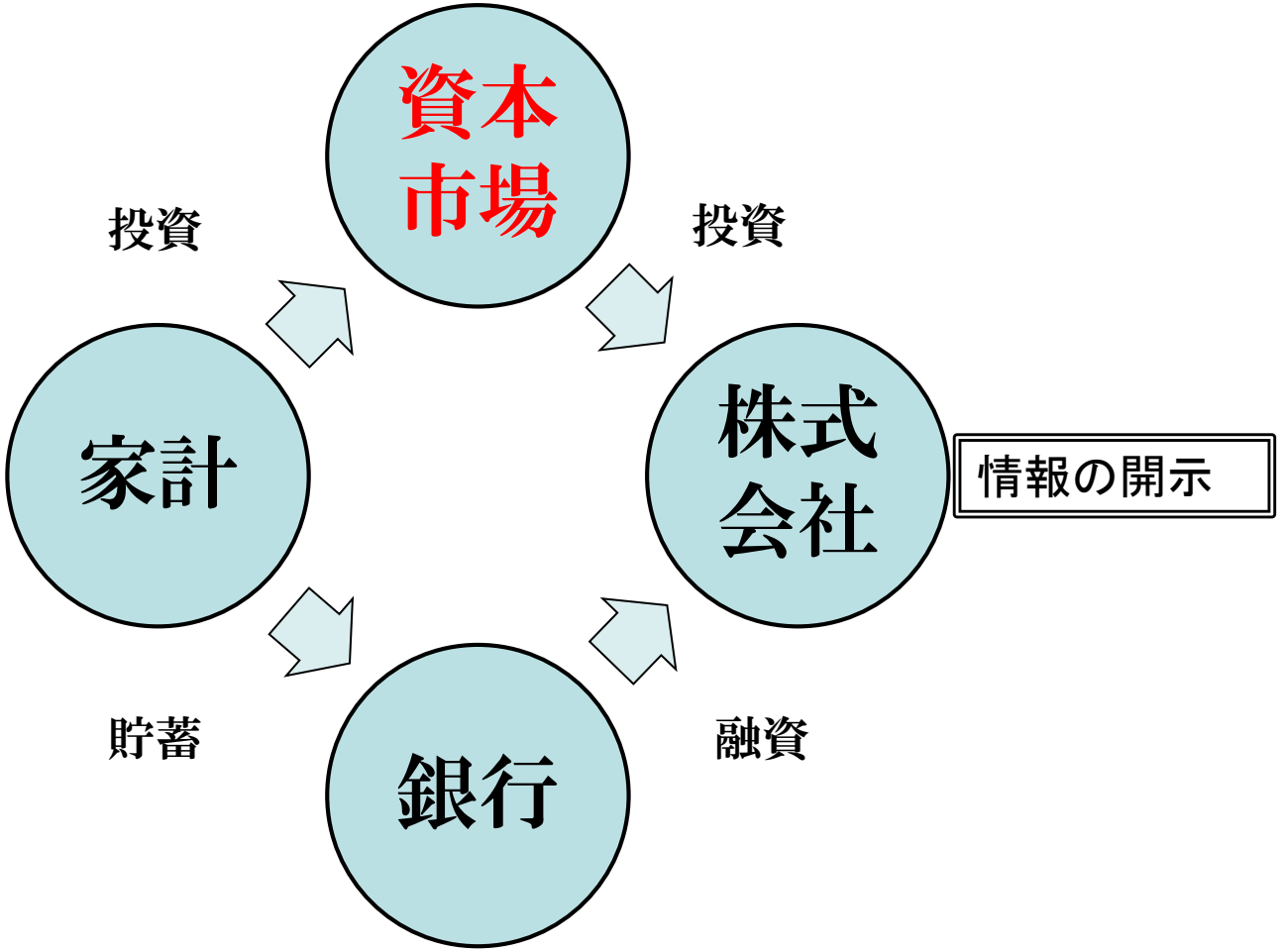

Ⅱ-3　財務情報の役割

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者に売却します。
  - 銀行等から融資を受け、資金調達する場合もあります。
- 投資者は、購入後、必要に応じて、株式や債券を自由に売買できれば、購入は容易になります。したがって、株式会社の資金調達も容易になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が**資本市場**です。

Ⅱ-3　財務情報の役割

- 資本市場に参加する投資者は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。
  - 投資者等は、財務情報に基づき、自分が提供した資金を効率的に活用する株式会社を選択して投資しようとします。
  - その結果、効率的な収益力の高い会社が有利に資金調達できるようになることを通し、適切な資源配分が実現します。

Ⅱ-3　財務情報の役割

- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 金融商品取引法では、上場会社等が提出する有価証券報告書等の書類において、財務諸表等の財務情報を開示するように求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。

Ⅱ-4　財務諸表監査の意義

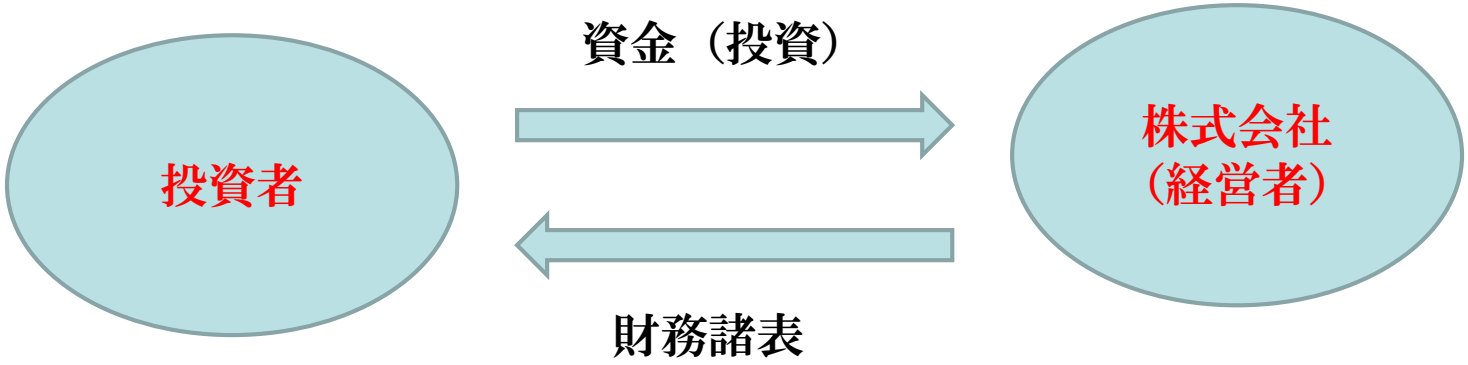

投資者（株主等）は、財務諸表について、２つの判断をする必要があります。

① 情報内容の解釈

② 情報の質（信頼性）の評価

Ⅱ-4　財務諸表監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、場合によっては、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。

Ⅱ-4　財務諸表監査の意義

- 会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？
- その財務諸表を信頼して資金を提供した投資家は、ある日突然実態が判明して、損失を被るかもしれません。

Ⅱ-3　財務諸表監査の意義

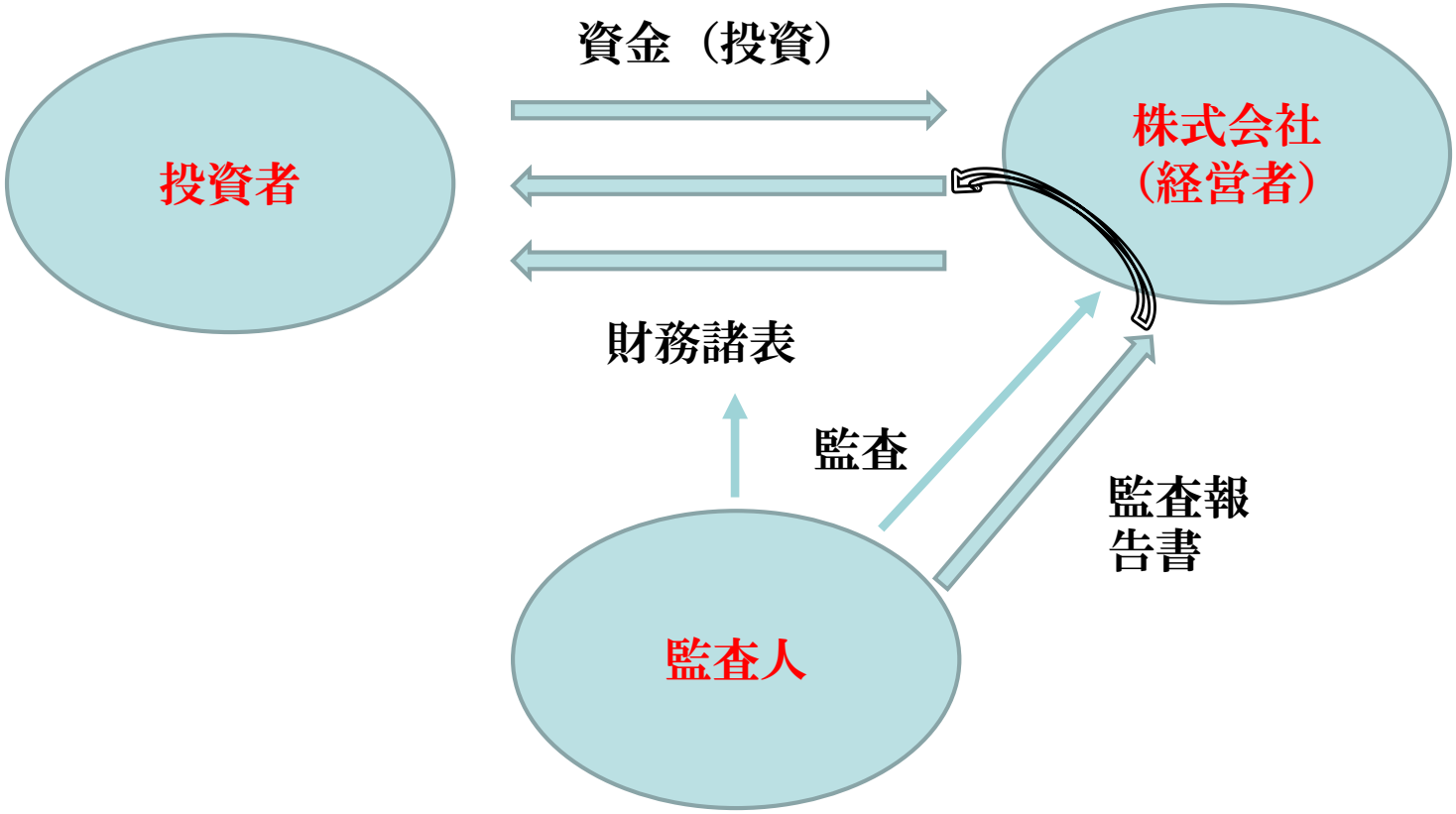

Ⅱ-4　財務諸表監査の意義

- 　情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 　一方、投資者等自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 　投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。

Ⅱ-4　財務諸表監査の意義

- 　この問題を解決するには、経営者と投資者等の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。
- 　公認会計士は、監査人として財務諸表の信頼性を確かめることを通して、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。
- 　金融商品取引法では、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）

Ⅲ. 監査人の要件と監査法人

1. 監査人の要件
2. 公認会計士試験制度
3. 監査法人

Ⅲ　監査人の要件

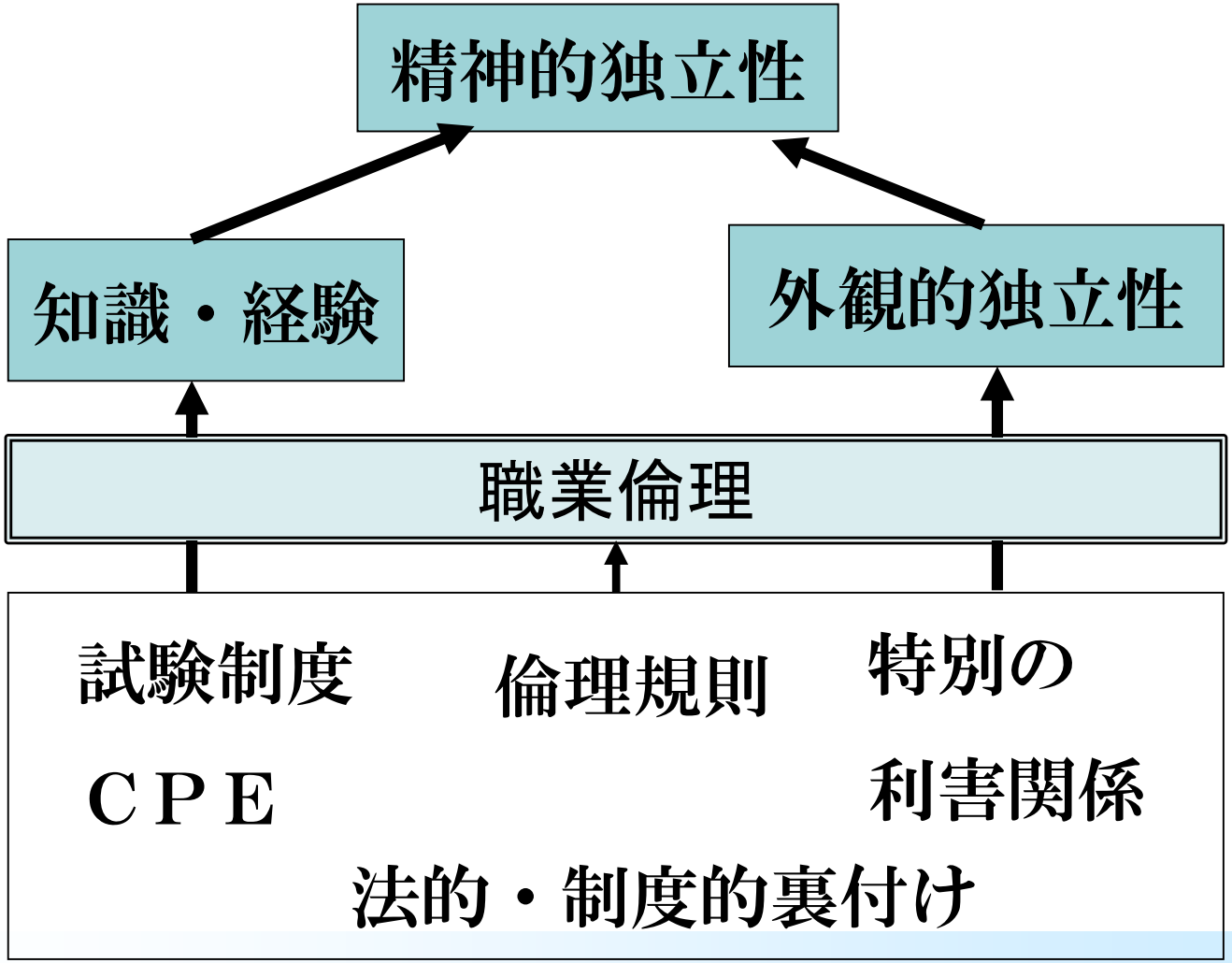

Ⅲ-1　監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるように義務付けています。

Ⅲ-1　監査人の要件

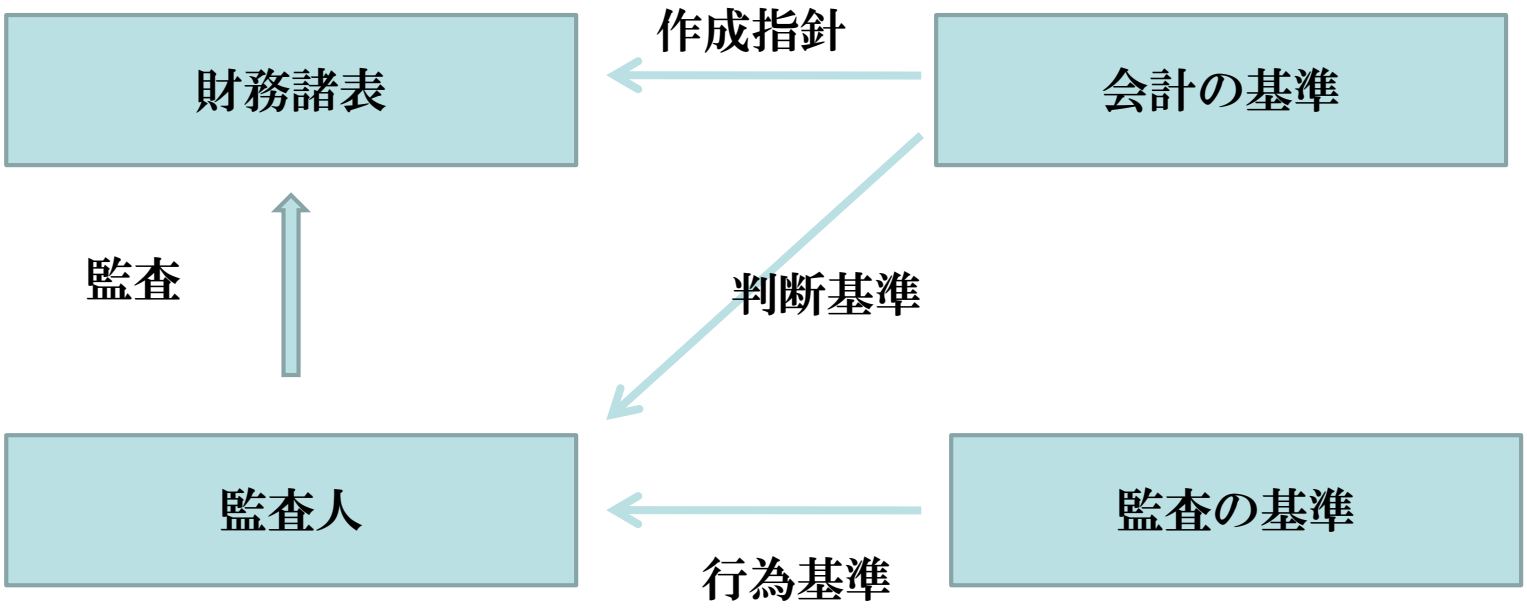

Ⅲ-1　監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

Ⅲ-1　監査人の要件

- 　加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場のグローバル化、株式会社等の大規模化や多角化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 　公認会計士は、これらの**変化に対応**して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- 　そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。（**継続的専門研修**制度：Continuing Professional Education）。

Ⅲ-1　監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、公共の利益の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（外観的独立性）

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
  - 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

Ⅲ-２　公認会計士試験制度

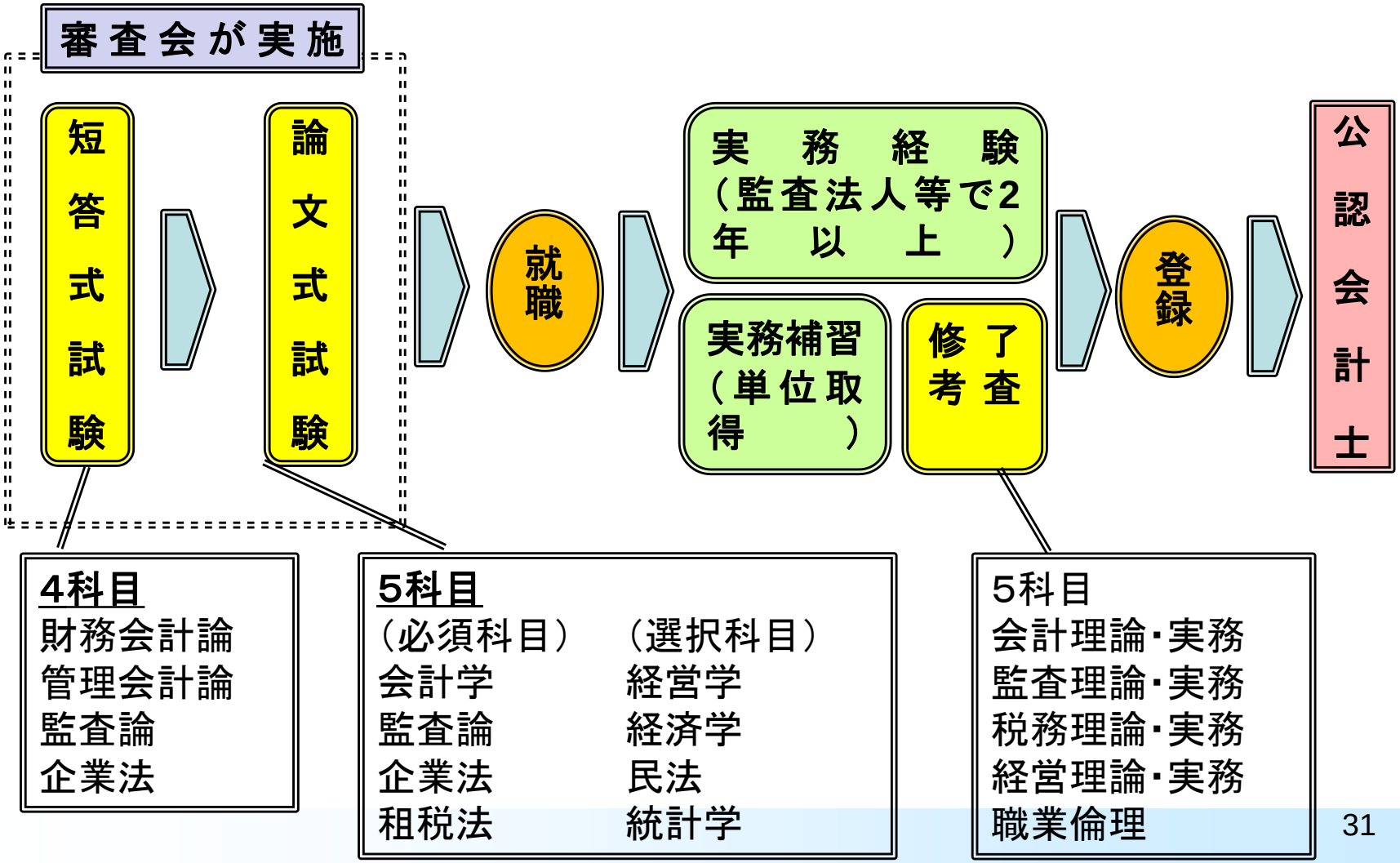

Ⅲ-２　公認会計士試験制度

- 短答式試験

科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

- 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
会計学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
  - 審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

- 論文式試験＝受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価します。
  - 短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
  - 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布しています。

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

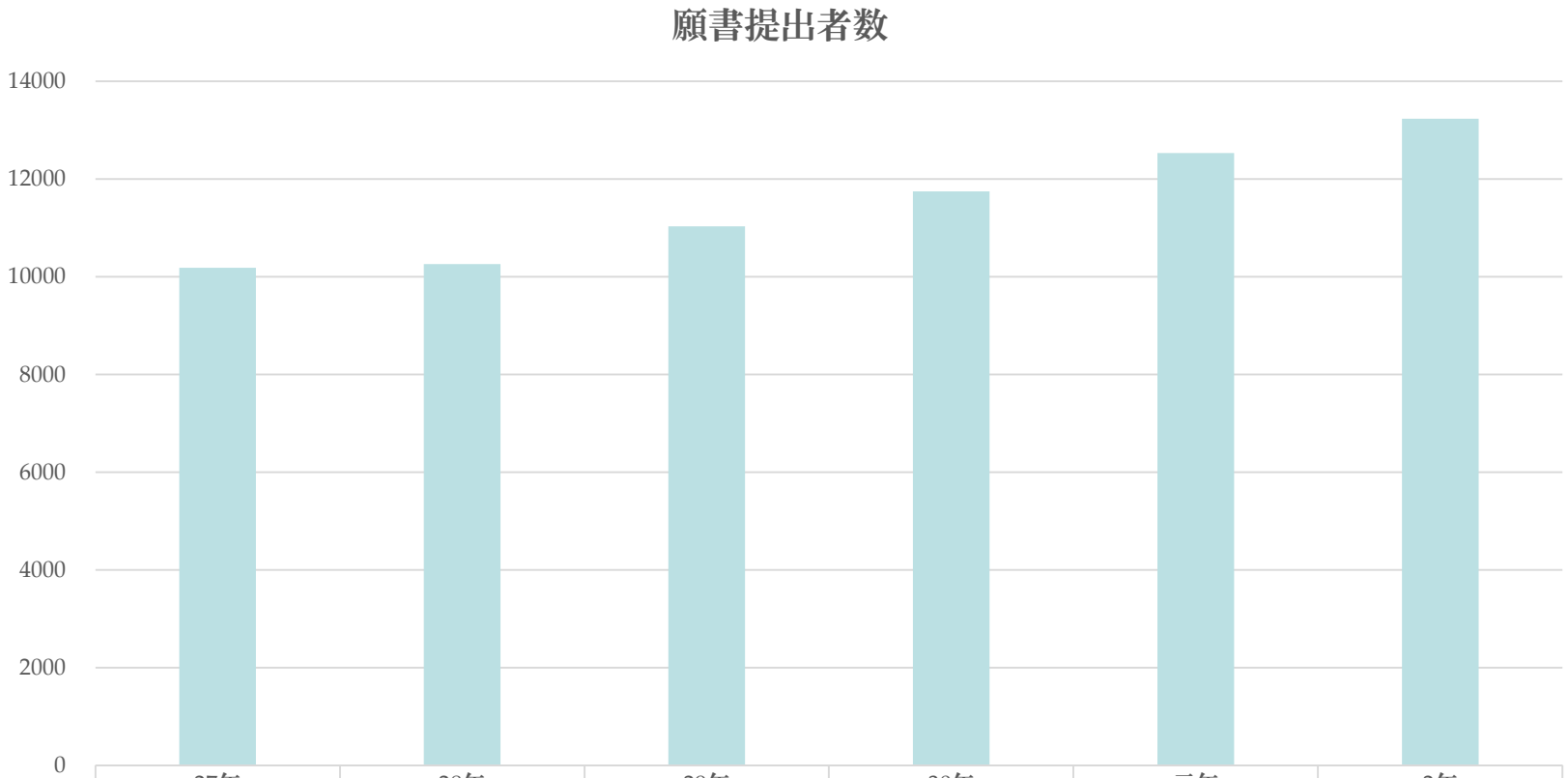

	27年	28年	29年	30年	元年	2年
人数	10180	10256	11032	11742	12532	13231

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

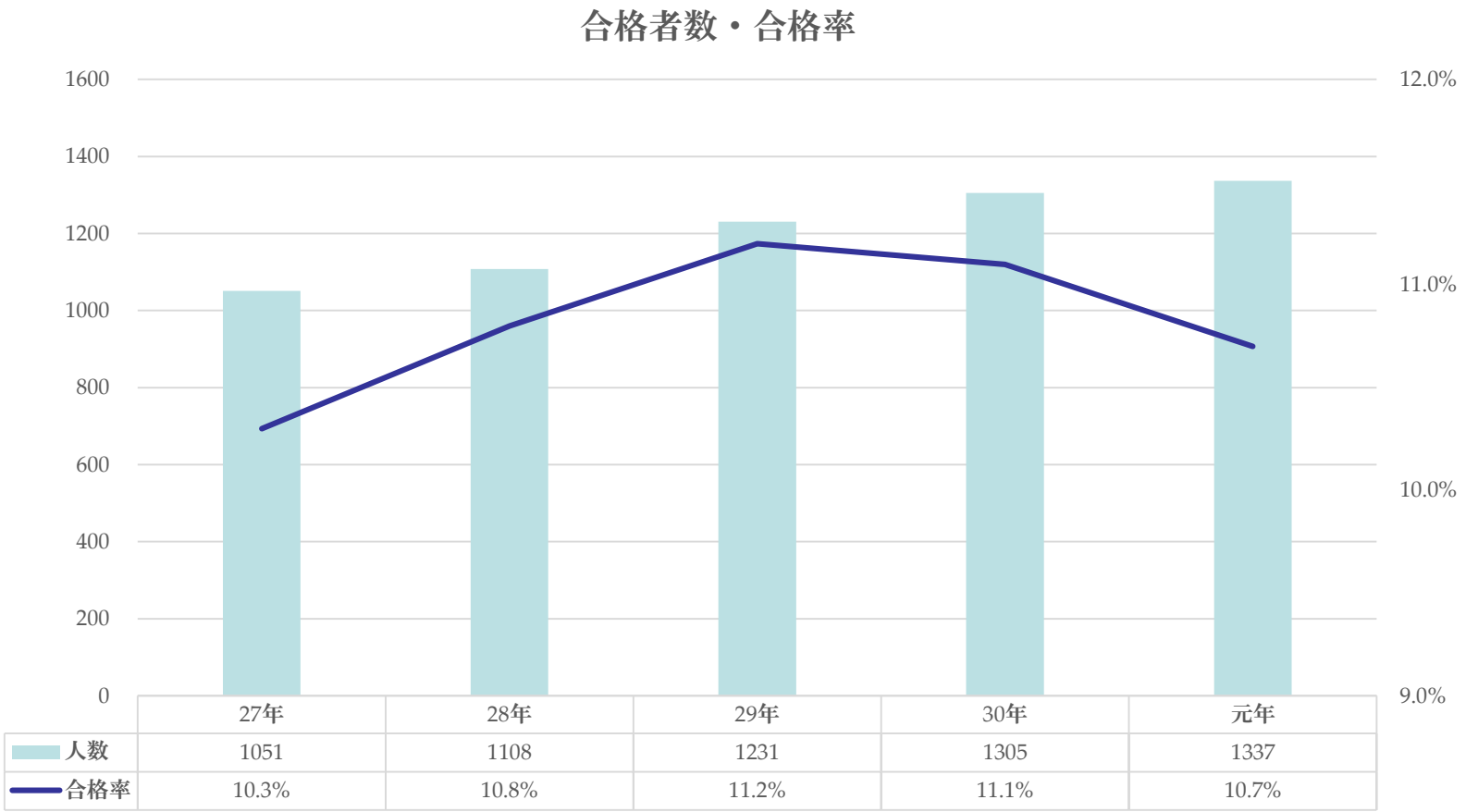

	27年	28年	29年	30年	元年
人数	1051	1108	1231	1305	1337
合格率	10.3%	10.8%	11.2%	11.1%	10.7%

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

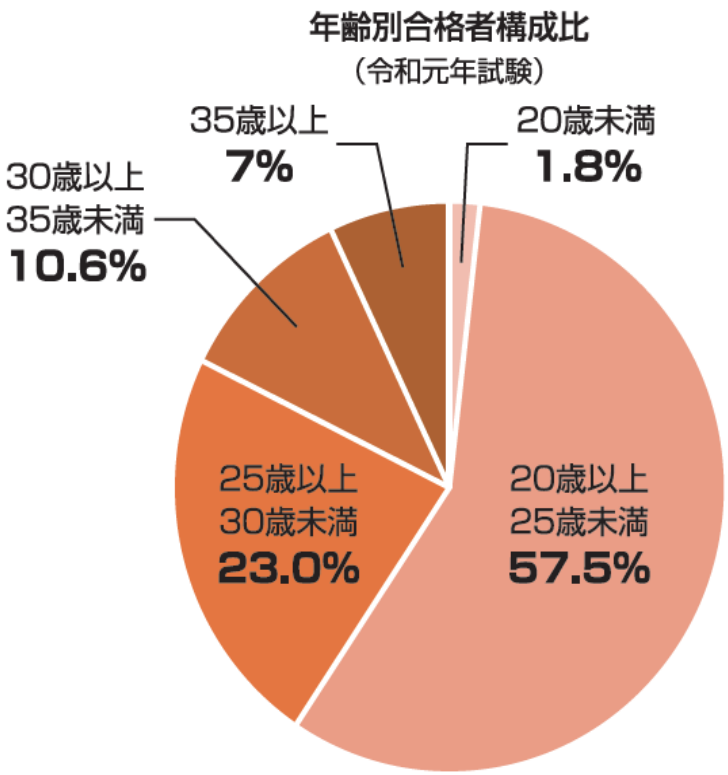

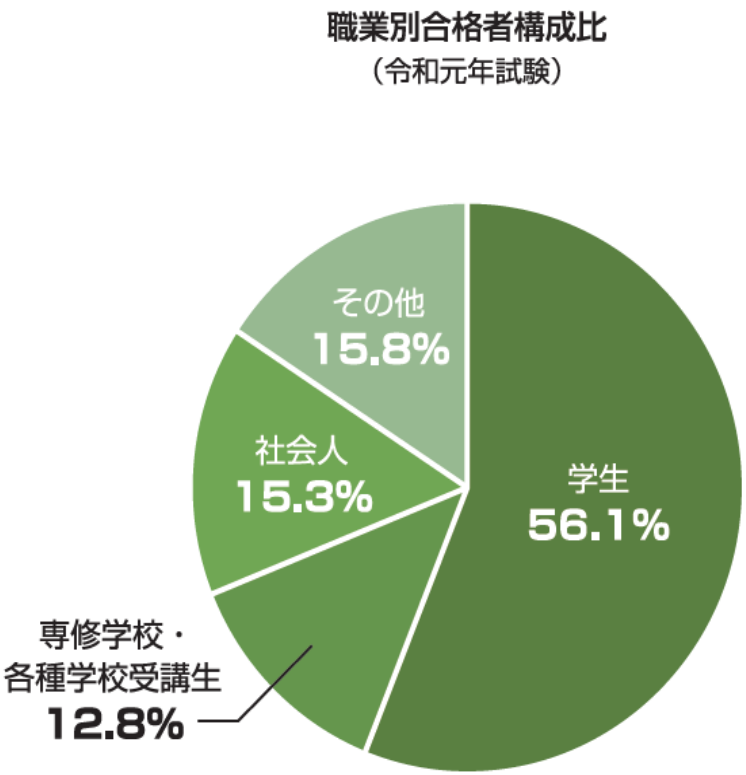

公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士！　2020年版』

Ⅲ-2　公認会計士試験制度

- 最近5年間の状況をみると、願書提出者数・合格者数とも、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 監査法人で実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すことになります。
- 最近の試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人 に採用されたと聞いています。

Ⅲ-3　監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に行う**ことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
- 監査法人制度は、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、令和２年3月末時点で、246法人あります。

Ⅲ-3　監査法人

図表Ⅰ－２－２＜監査法人の人員構成イメージ＞

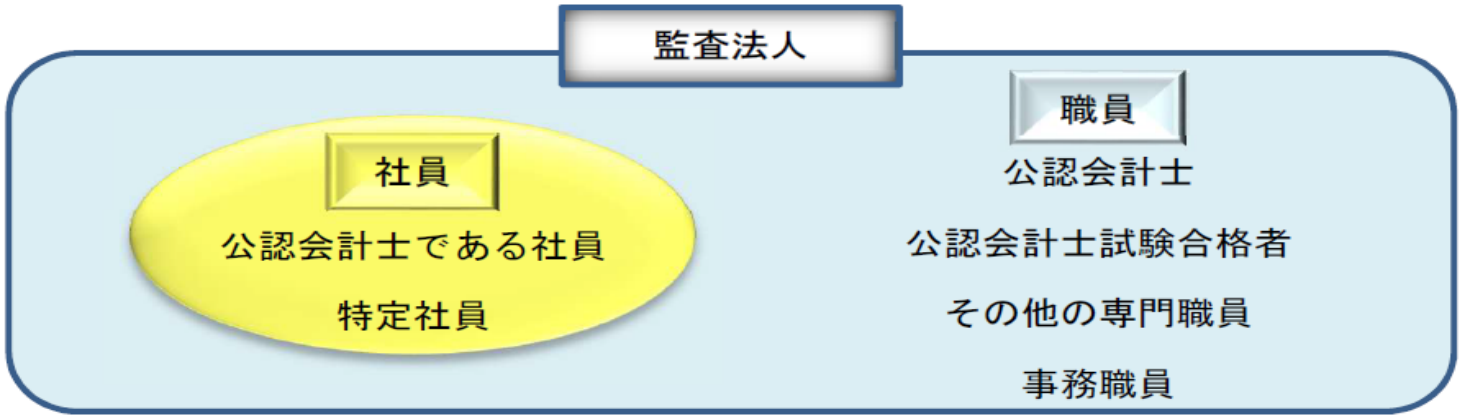

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100 人強～約 600 人	約 30 人～100 人弱	～約 50 人
常勤職員数	約 3, 100 人～約 6, 400 人	約 150 人～700 人弱	～約 80 人

（資料）池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度―公正な金融・資本市場の確保に向けて―（第一法規、平成 21 年）55 ページの図を参考に、審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和２年版　モニタリングレポート』令和２年、16頁より抜粋。

Ⅲ-３　監査法人

図表Ⅰ－２－５＜所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（平成 30 年度、単位：法人）＞

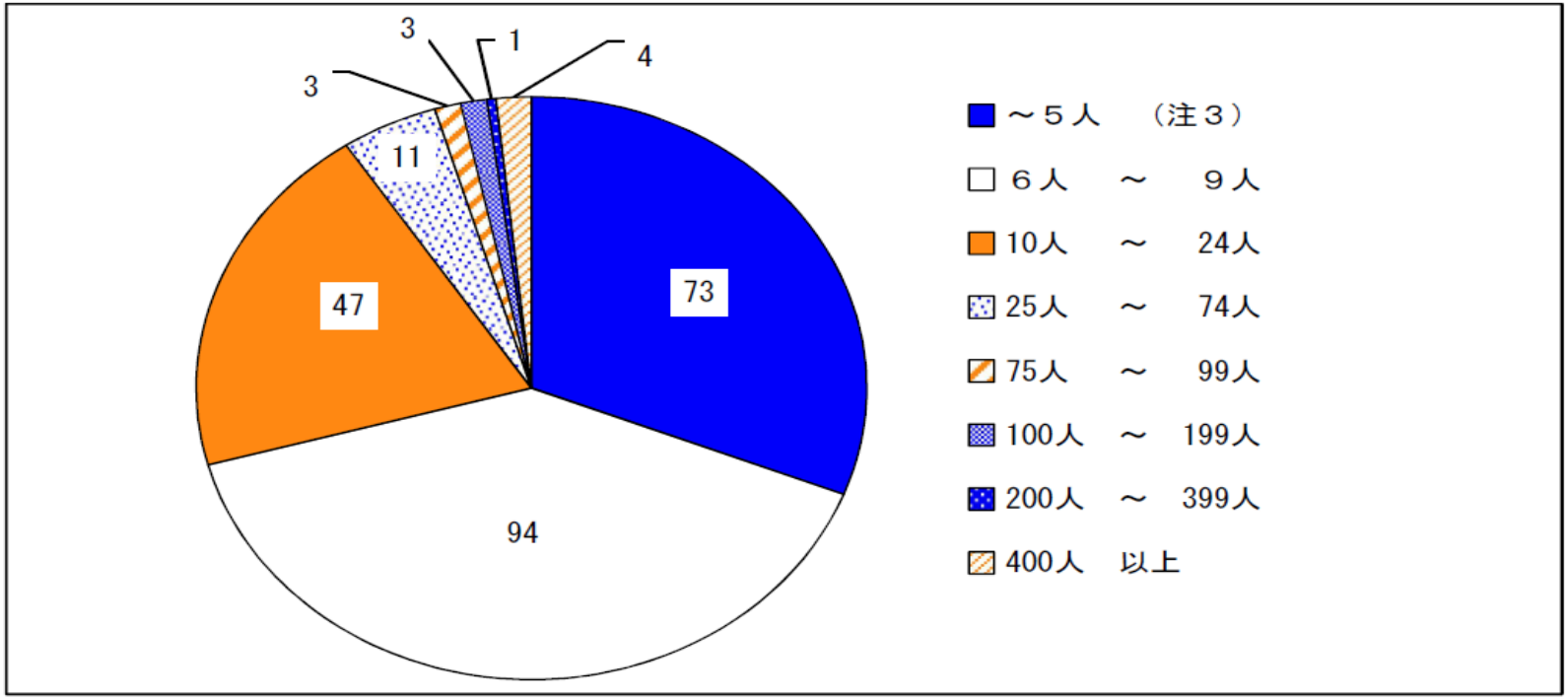

（注１）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計である。
（注２）平成 30 年度に各監査法人から提出された業務報告書等より 236 法人を集計
（注３）監査法人に所属する公認会計士である社員数が４人以下となった場合は原則解散となるが、法上６か月間の猶予期間が設けられている。

公認会計士・監査審査会『令和2年版　モニタリングレポート』令和2年、19頁。

Ⅲ-3　監査法人

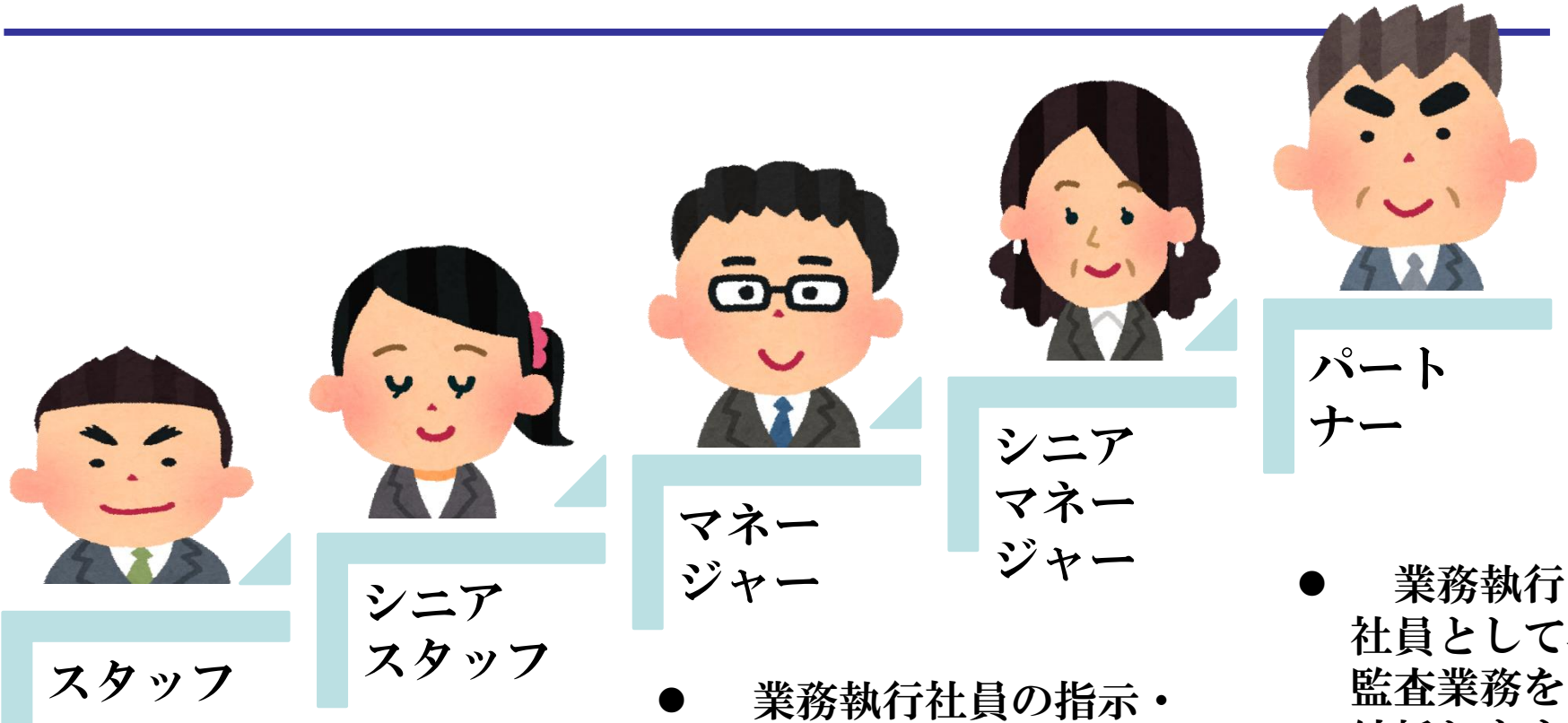

- 上位者の指示・指導・監督のもと、監査業務の実作業を実施します。

- 業務執行社員の指示・指導・監督を受け、現場で監査チームを統括します。スタッフの指導や育成も重要な業務です。

- 業務執行社員として、監査業務を統括します。法人の運営にも参画します。

Ⅲ-3　監査法人

図表Ⅰ－３－５＜会計監査人の規模別上場国内会社数の推移＞

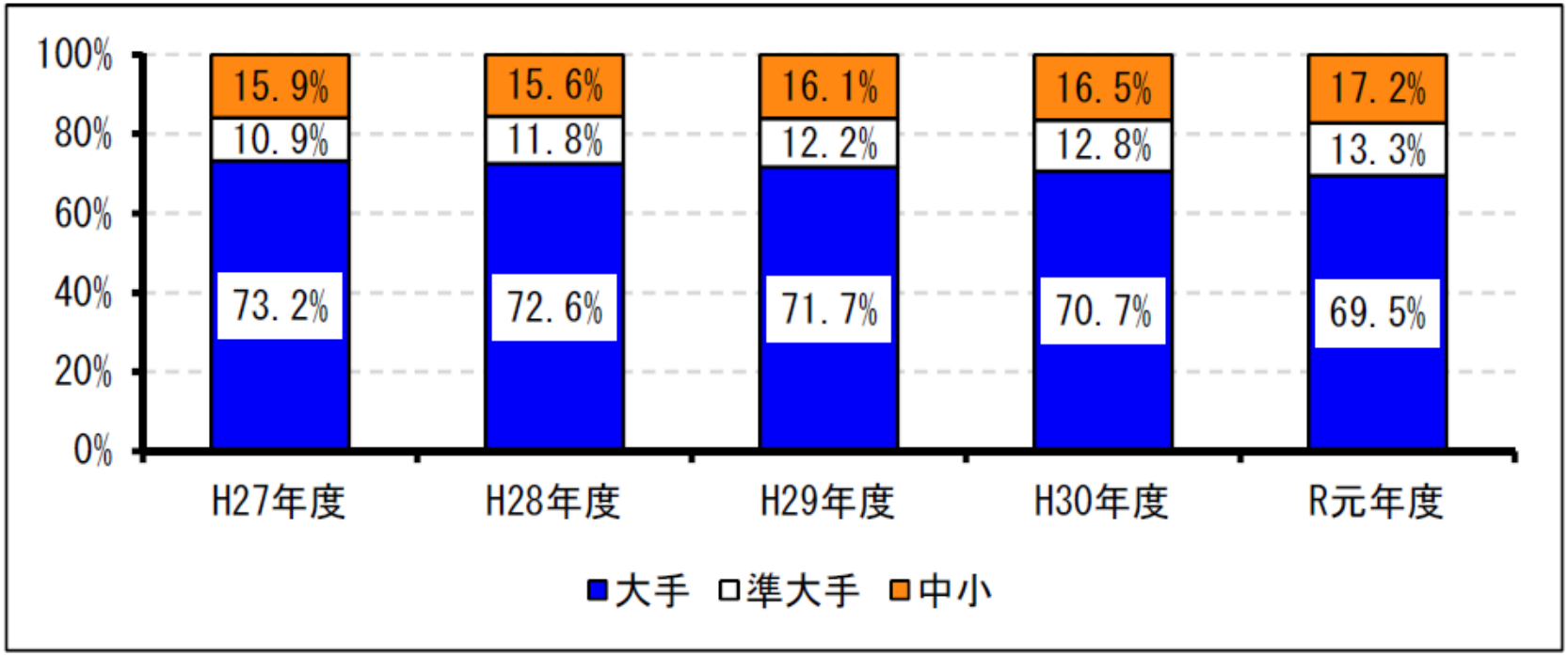

（資料）QUICK、取引所データより審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和２年版　モニタリングレポート』令和２年、25頁。

Ⅲ-3　監査法人

図表Ⅳ－２－４＜大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧＞

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰星監査法人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三優監査法人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東陽監査法人	Crowe Global
PwC 京都監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

（資料）各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成（令和２年７月１日現在）

公認会計士・監査審査会『令和２年版　モニタリングレポート』令和２年、109頁。

Ⅲ-3　監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、IT（AI）を活用した監査ツールを開発しています。

Ⅳ. 会計及び監査の知識・経験を活かして

1. 求められる会計・監査人材
2. 組織人として
3. 独立の専門職業人として

Ⅳ-1　求められる会計・監査人材

図表Ⅰ－１－１＜公認会計士登録者の数の推移（単位：人）＞

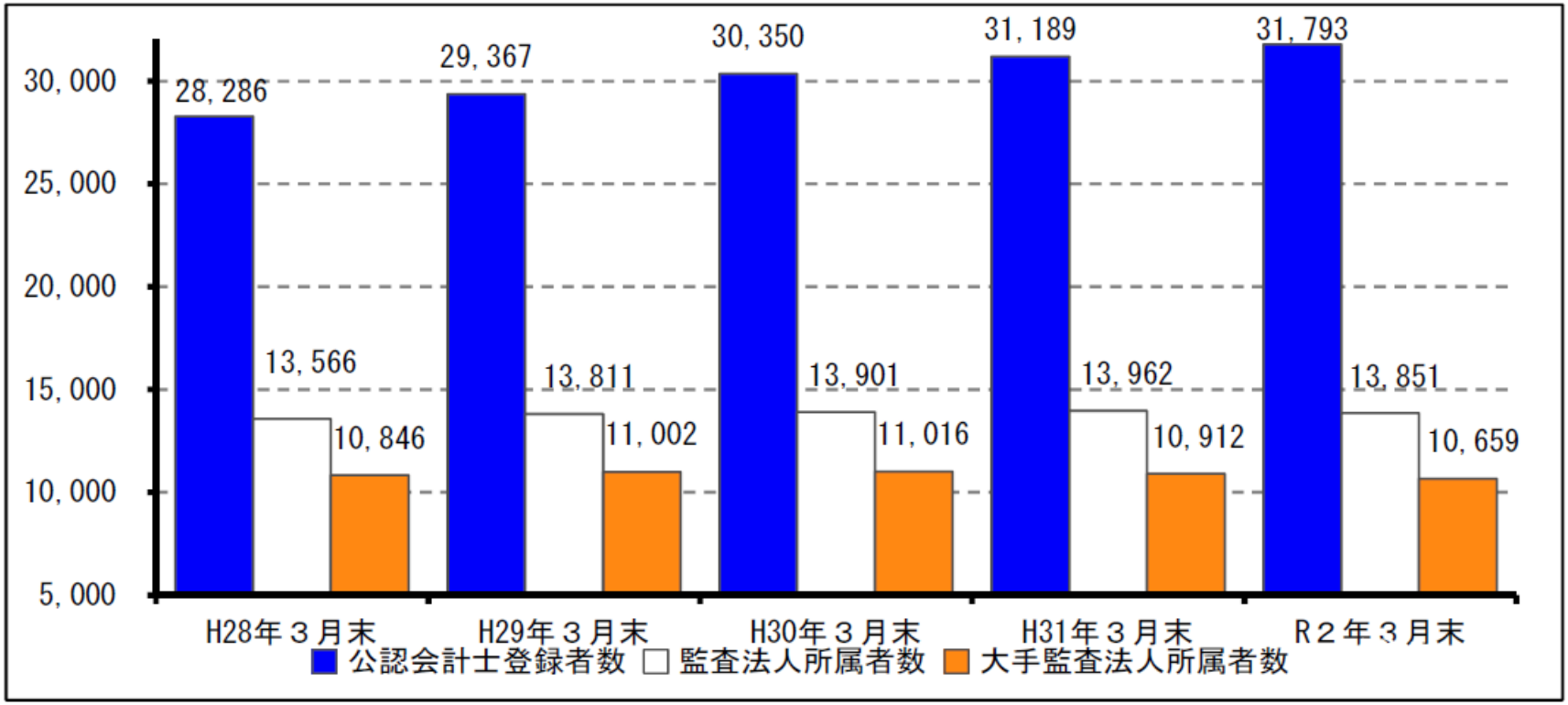

（資料）協会データより審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和２年版　モニタリングレポート』令和２年、12頁。

Ⅳ-1　求められる会計・監査人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織においても、信頼しうる財務情報等が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成やその信頼性を担保する監査を担う人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、監査はもちろん、知識や経験を活かして、組織の内外で、いろいろな役割を果たすことができます。

Ⅳ-2　組織人として

- 監査法人には、会計や監査の専門家が集まっています。そのため、種々の監査業務を提供するだけでなく、会計・監査に関連するアドバイザリー業務も行っています。

図表Ⅰ－３－２＜主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）＞

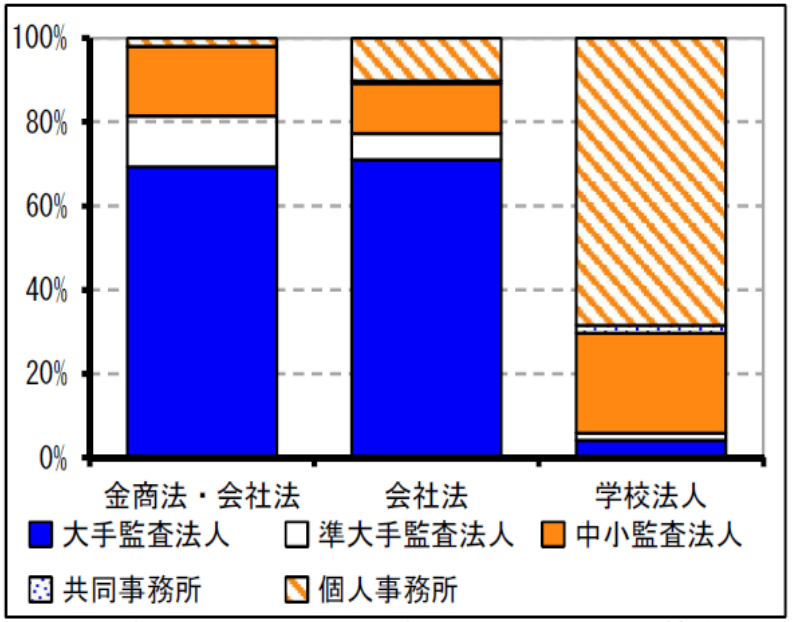

監査事務所別		金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人		3, 887	5, 264	1, 599
（内訳）	（大手）	(2, 744)	(4, 188)	(219)
	（準大手）	(479)	(369)	(95)
	（中小）	(654)	(707)	(1, 285)
共同事務所		7	39	100
個人事務所		78	600	3, 695

公認会計士・監査審査会『令和２年版　モニタリングレポート』令和２年、23頁。

Ⅳ-2　組織人として

- 監査法人が提供する、会計・監査に関連するアドバイザリー業務には、次のような業務があります。
  - 財務諸表作成支援
  - 決算早期化支援
  - 内部統制・内部監査の高度化支援
  - 管理会計高度化支援
  - 財務経理プロセス最適化支援
  - 不正・不祥事の調査
- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

Ⅳ-2　組織人として

- 株式会社等の組織に所属して、会計や監査の知見を活用する道もあります。
  - 会計・財務・経営企画等の担当者
  - CFO（最高財務責任者）
  - 監査役等、またはそのスタッフ
  - 内部監査担当者
  - 内部統制構築・推進担当者
  - （金融機関等での）融資業務担当者
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、公認会計士を必要としています。

Ⅳ-3　独立の専門職業人として

- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。
  - 各種税務書類の作成
  - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する監査業務を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かしたアドバイザリー業務を提供することもできます。

Ⅳ-3　独立の専門職業人として

- 　上場会社等の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 　会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。

おわりに

- 会計・監査人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、その中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として、公的に認められた存在であり、専門職業人として監査業務に従事しています。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた社会的に不可欠な役割です。

おわりに

- 公認会計士は、会計や監査の知識・経験という強みを活かし、監査以外にも、様々な社会的役割を果たすことができます。
- 公認会計士は、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

ご清聴
ありがとうございました